

平成 21 年 9 月 30 日 裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第 1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、同人が使用する 2 名（利害関係人 A 及び利害関係人 B）につき、〇〇社会保険事務所長が平成〇年〇月〇日付でした、健康保険法及び厚生年金保険法の規定に基づく標準報酬月額決定処分を取り消し、いわゆる保険者算定により標準報酬月額を決定し、その額を減額することを求めるということである。

第 2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、健康保険及び厚生年金保険（以下、併せて「社会保険」という。）の適用事業所の事業主であるところ、平成〇年〇月〇日（受付）、同事業所に使用される利害関係人 A（以下「利害関係人 A」という。）、利害関係人 B（以下「利害関係人 B」という。）を含む社会保険の被保険者（以下、単に「被保険者」という。）〇〇名につき、健康保険法（以下「健保法」という。）及び厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）のそれぞれの規定に基づき被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定届」という。）を、〇〇社会保険事務所（以下「〇〇社保」という。）に提出した。
- 2 〇〇社会保険事務所長（以下「本件所長」という。）は、平成〇年〇月

○日付で、前記届の記載内容に従い、同年○月以後適用される利害関係人Aに係る健保法の標準報酬月額を○万円、厚年法に係るそれは○万円、利害関係人Bに係る健保法及び厚年法のそれは○万円として、それぞれ決定した（以下、これらの決定を併せて「原処分」という。）。

- 3 請求人は、原処分を不服として、○○社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

再審査請求の趣旨及び理由は、審査請求のそれと同様のものと解され、審査請求書の記載によれば、それは次のとおりである。

「略」

- 4 当審査会は、平成○年○月○日付で、利害関係人A及び利害関係人Bを利害関係人に指定した。

第3 問題点

- 1 保険者は、毎年7月1日に社会保険の適用事業所に使用されている被保険者（6月1日から7月1日までの間に被保険者資格を取得したもの及び7月から9月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定されるべきもの等を除く。）に係る、9月から翌年8月までの各月（以下「新標準報酬月額対象期間」という。）の社会保険の賦課基準となる標準報酬月額については、原則として、4月から6月（報酬支払いの基礎となった日数が17日未満である月を除く。）の報酬の総額を上記期間の月数で除して得た額（以下「報酬月額」という。）に基づき決定する、とされている（健保法第41条及び厚年法第21条。以下、健保法第41条第1項及び厚年法第21条第1項の規定による標準報酬月額の決定を「定時普通決定」という。）。
- 2 そうして、保険者は、当該被保険者が現に使用される事業所において継続した3月間（各月とも、報酬支払いの基礎となった日数が17日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、

その者の社会保険の標準報酬月額の基本となった報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、社会保険の標準報酬月額を改定することができる、とされている（健保法第43条第1項及び厚年法第23条第1項。以下、これらの規定による標準報酬月額の改定を「随時改定」という。）。

3 また、保険者は、定時普通決定又は随時改定によって算定した報酬月額が著しく不当であると認めるときは、それが適当と認める方法で報酬月額を算定するという、いわゆる保険者算定（以下、単に「保険者算定」という。）をなすことができる、とされている（健保法第44条第1項及び厚年法第24条第1項。以下、定時普通決定に代えて、これらの規定により算定した報酬月額に基づき行われる、社会保険の標準報酬月額の決定を「定時特別決定」という。）。

4 本件の問題点は、前記1ないし3の関係法規定及び本件における具体的事実関係に照らして、保険者が社会保険の標準報酬月額の定時特別決定を行わなかったことが、妥当であったかどうかということである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

1 「略」

2 前記の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 当審査会は、保険者の代理人の陳述とは異なり、定時特別決定が36年通達に列挙された場合に限らないと認めているところであるが、定時普通決定による標準報酬月額が、新標準報酬月額対象期間の被保険者の実際の各月の報酬の総額と大きくかけ離れたものになることが合理的に予想される場合に限られるとしてきたところである（平成

19年（健厚）第341号事件及び平成20年（健厚）第524号事件参照）。

- (2) 本件について、これをみると2名の者は、基本的には、一定の欠勤の場合に賃金カットがある一方、残業等による割増賃金の支払われる月給制であり、従事する工事先の工期内に業務を終了させることが求められるような場合に、残業時間等が大幅に増加することにより、賃金月額も大きく変動し得るものであり、それを当初より予測できるものではない。このように実労働日や実労働時間により賃金総額の変動が激しい労働者については、定時特別決定という事前の対応より、随時改定という事後的な対応の方がはるかに合理的である。その範囲で、本件が保険者算定を行うべき場合に該当しないと判断する保険者の判断はこれを認めることができる。
- (3) そして保険者は、従来から、36年通達を引いて、随時改定は、固定的賃金に変動があったとき又は労働契約そのものが改定されたときにしか認めないとしているが、それは実労働時間・実労働日数如何にかかわらず支払われる固定的賃金の比率が極めて高い、完全月給制に近い労働者を想定したものであって、割増率に変動がなく、業務の都合により労働時間、労働日数が増加することによって、賃率や割増率に変動がなくとも、その賃金総額が大幅に変動し得る本件のような場合にも、随時改定を認めないとする保険者の運用は、昨今の日給制及び時間給制の対象者が増加し、雇用形態が多様化していることに対する配慮がなく、極めて妥当性を欠くものであると言わざるを得ない。
- (4) そうすると、本件については、2名の平成〇年〇月以降〇月までの各月の支給合計額が4月から6月のその半分以下となっており、原処分後に随時改定をする必要が認められるものの、定時普通決定を行った原処分そのものは妥当であり、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。